

企業に求められる独占禁止法コンプライアンスの実効性の向上

公正取引委員会 事務総局

官房総務課企画官 垣内晋治

*本記事の参考データを日外協サイトでご覧いただけます。

<http://www.joea.or.jp/publication/globalmanagement/referencedata>

独占禁止法は、市場における公正かつ自由な競争を促進していくことを目的とする法律である。その目的のためには、まずはその法の厳正な執行によって、カルテル、談合などの反競争的行為、つまり独占禁止法違反行為を排除していくことが必要である。この役割は基本的に公正取引委員会が担っている。

しかし、この法律の目的を達成するためには、単に法執行だけでなく、企業側においても独占禁止法違反行為の未然防止を通じて、市場における公正かつ自由な競争を促進する努力が重要である。

そのためにも、企業において独占禁止法に関するコンプライアンス（以下「独占禁止法コンプライアンス」という）の推進が求められている。さらに企業は、その推進を怠った場合には、違反に伴う課徴金などの金銭的不利益の他、企業イメージの悪化など、事業上の直接・間接のダメージやコスト増を招く結果となる。そのため、これを回避する観点からも、その推進の必要性は年々高まっている。

世界各国に浸透する独占禁止法

独占禁止法コンプライアンスの推進は、企業の国際競争の観点からも必要である。わが国の独占禁止法のように市場における公正で自由な競争の実現を目指す法律は、世界では広く一般に「競争法」(Competition Law)と呼ばれている。この競争法は、経済のグローバル化や市場経済化の流れを受けて、1990年代以降、世界各国・地域で

急速にその導入が進み、2012(平成24)年までに121の国・地域にまで広がっており、今やほぼ世界中で整備されていると言ってよい。これは換言すれば、企業が行ったカルテル、談合などの反競争的行為は、わが国は当然のこと、他の多くの国・地域においても違法な行為として処分され得ることを意味している。

つまり、グローバルな競争に晒^{さら}されている企業ほど、独占禁止法コンプライアンスは経営上のリスク管理・回避において必要不可欠なツールである。企業は、これを向上させなければ、わが国の国内市場のみならず国際市場においても、遵法意識の高い企業との競争上で不利となることを留意しなければならない時代となっている。

経営トップ自らが率先すべき

公正取引委員会は、独占禁止法の厳正かつ積極的な執行と独占禁止法コンプライアンスに関する企業の取り組みの支援・唱導活動を「車の両輪」と捉えて、企業における独占禁止法コンプライアンスの推進に積極的に取り組んできている。企業の取り組みを支援する観点から、企業の取り組み状況を把握・分析し、現状の問題点や課題を明らかにするとともに、さらなる改善に向けた様々な方策を提示した調査報告書を取りまとめ、それを公正取引委員会ホームページにて公開している。

この調査結果によれば、企業の独占禁止法コンプライアンスは実効性の面では徐々に改善されてきてはいるものの、大変残念ではあるが、いまだ